

# みんなで守ろう **三** NAI **ない** 運動

政治家は  
有権者に寄附を

**1 贈ら  
ない**

有権者は  
政治家に寄附を

**2 求め  
ない**

政治家から  
有権者への寄附は

**3 受け取ら  
ない**



## No! 1

### 政治家の寄附の禁止

政治家（候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者）が選挙区内の方（当該選挙区内に住所・居所を有する方や滞在する方のほか、法人や各種団体なども含まれます）に対して寄附をすることは、いかなる名義であっても禁止されています。また、政治家以外の方（家族や秘書など）が、政治家名義の寄附をすることも禁止されています。ただし、次の場合は禁止される寄附から除かれます。

1. 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合
2. 当該政治家の親族に対してする場合
3. 政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償としてする場合（ただし、食事や食事代の提供は禁止されています）

## No! 2

### 寄附の勧誘・要求の禁止

何人も、政治家に対して、寄附を出すように勧誘や要求することは禁止されています。また、政治家名義の寄附を求めることも禁止されています。

## No! 3

### 後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会など）も、選挙区内の方に寄附をすることは、いかなる名義であっても禁止されています。ただし、以下の場合は禁止される寄附から除かれます。

1. 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合
  2. 当該団体が後援する政治家に対して寄附をする場合
  3. 当該団体の設立目的により行う行事又は事業に関してする場合
- ※ただし、3のうち次の場合の寄附は禁止されています。

ア 花輪、供花、香典、祝儀などとしてされるもの  
イ 選挙前の一定期間にされるもの  
（例：任期満了選挙の場合、任期満了90日前から選挙期日までの間）

## No! 4

### あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内の方に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されています。

## No! 5

### 有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内の方に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料広告（いわゆる名刺広告など）を出すことは禁止されています。また、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されています。

**寄附禁止**



# 明るい選挙を實現しましょう！

寄附禁止のルールを守って

例えば、こんな行為が寄附禁止の対象になります!!



町内会の行事や催物への寸志や飲食物の差し入れ



お祭りへの寄附や差し入れ



運動会やスポーツ大会への差し入れ



病気見舞い



入学、卒業、就職、結婚、出産などのお祝い



葬式の香典、御霊前や花輪、供花



落成式、開店祝いの花輪



お中元やお歳暮



各種会合へのご祝儀

政治家が選挙区内の方にお金や物などを贈ることは、法律で禁止されています。

また、有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されています。



こんなことも寄附禁止のルール違反になります！

- 政治家の家族や秘書などが政治家名義で渡す結婚祝いなど
- 政治家が会費制でない会合で飲食代相当額を会費として支払うこと
- 政治家の所有する財産を無償で貸し付けること
- 町内会の役員が政治家に祭りや地域行事の寄附を勧誘・要求すること